

## 国民健康保険（国保）の届出について

次のようなときは、法令の規定により、その事実が発生した日から **14日以内** に市役所 1 階 2 番窓口へ届出をしてください。

<b>全ての届出に必要なもの</b>		
手続きには世帯主と対象者のマイナンバー（個人番号）がわかるものが必要です。		
届出	こんなとき	届出に必要なもの
<b>国保に入るとき</b>	他の市町村から転入したとき 子供が生まれたとき	世帯主と対象者のマイナンバーがわかるもの
	退職、扶養解除、任継満了により職場の社会保険（健康保険）をやめたとき	健康保険資格喪失証明書 （証明書は会社又は保険者※1 が発行） 任意継続期間満了の場合は有効期限が記載された保険証（全員分）も可
	生活保護を廃止したとき	保護廃止の証明書
<b>国保をやめるとき</b> <u>下記注意事項をお読みください</u>	他の市町村へ転出するとき	全員分の国保保険証
	死亡したとき	国保保険証、葬祭執行者の通帳と印鑑
	就職、扶養認定により職場の社会保険（健康保険）に加入したとき	①全員分の国保保険証 ②全員分の社会保険証 又は健康保険資格取得証明書 （証明書は会社又は保険者※1 が発行）
	生活保護を開始したとき	全員分の国保保険証、保護開始の証明書
<b>国保をやめるときの注意事項</b>		
<p>転出日、就職日からは、たとえ新しい保険証が手元になくても、国保保険証は絶対に使用しないでください。（使用した場合、保険分の医療費の返還請求を行うことがあります）</p> <p>受診する場合は、保険者（※1）から発行された資格取得証明書を使用してください。</p>		
<b>保険資格の変更</b>	氏名、世帯主が変わったとき 転居したとき	全員分の国保保険証
	世帯に変更があったとき （世帯合併や世帯分離）	
	市外の施設、病院に入所するため、転出するとき	
	市外の学校に就学するため、転出するとき	国保保険証、学生証又は在学証明書
	保険証を再発行するとき	運転免許証又はマイナンバーカード 又は公的機関から発行されている物2点 （年金手帳、水道検針表など）

※1 保険者＝保険証に記載されている健康保険を運営している組織

全国健康保険協会（協会けんぽ）の方は、所管の年金事務所で発行できます